

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	○福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則	一
	○Jヴィレッジ全天候型練習場条例施行規則	三
	○福島県魚介類行商取締条例施行規則の一部を改正する規則	六
	○福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則	六
	○福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則	六
訓 令	○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令	六
	福島県教育委員会	六
	○職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則	六
	○市町村立学校職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則	六
	○福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則	七
	○福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令	八

規 則

福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則、Jヴィレッジ全天候型練習場条例施行規則、福島県魚介類行商取締条例施行規則の一部を改正する規則、福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則及び福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

福島県規則第八十号

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則
 福島県税特別措置条例施行規則（昭和三十八年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
 様式第一号（その四）の次に次のように加える。

(その4の2)

不動産取得税課税免除申請書							
課税免除を受けようとする家屋	所在地	家屋番号	構造	種類	延べ床面積	対象床面積	取得年月日
						m ²	m ²
用 途			<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業の用に供するもの <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業の用に供するもの <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業の用に供するもの				
<p>上記の県税について、福島県税特別措置条例第6条の4の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所又は所在地</p> <p>氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟</p> <p>(この申請に係る担当者の氏名)</p> <p>電話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>							

添付書類

- 1 児童福祉法第34条の15第2項の規定により市町村長の認可を受けたことが確認できるもの
- 2 課税免除を受けようとする家屋の登記事項証明書
- 3 課税免除を受けようとする家屋の平面図等、対象床面積が確認できるもの
- 4 その他参考となる資料

記載上の注意

- 1 「構造」の欄は、木造、鉄骨造、軽量鉄骨造、鉄筋コンクリート造等と記載すること。
- 2 「種類」の欄は、保育所、事務所等と記載すること。

この規則は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

福島県規則第八十一号

Jヴィレッジ全天候型練習場条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、Jヴィレッジ全天候型練習場条例（平成二十九年福島県条例第七十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第二条 Jヴィレッジ全天候型練習場（以下「全天候型練習場」という。）の休場日は、設けないものとする。

2 指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、全天候型練習場の全部又は一部について、臨時に休場することができる。

(利用時間)

第三条 全天候型練習場の利用時間は、午前七時から午後九時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(使用の承認申請等の手続)

第四条 条例第七条第一項の規定による使用の承認又は変更の承認を受けようとする者は、Jヴィレッジ全天候型練習場使用承認（変更承認）申請書（様式第一号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第七条第一項の規定により使用の承認又は変更の承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、Jヴィレッジ全天候型練習場使用承認（変更承認証）（様式第二号）（以下「承認証」という。）を交付するものとする。

3 指定管理者は、条例第七条第二項の規定により使用の承認又は変更の承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(承認証の携帯等)

第五条 条例第七条第一項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設を使用するときは、承認証を携帯し、指定管理者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(承認の取消しの手続)

第六条 指定管理者は、条例第十二条の規定による承認の取消しを行うときは、使用者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(使用の取りやめの手続)

第七条 使用者は、条例第七条第一項の規定により承認を受けた使用を取りやめようとするときは、速やかに書面でその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、全天候型練習場の管理その他この規則の施行に

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
-------	-------	------	-----

Jヴィレッジ全天候型練習場使用承認(変更承認)申請書

年 月 日

Jヴィレッジ全天候型練習場指定管理者

住所(所在地)
 申請者 氏名(名称及び代表者氏名) 印
 電話番号

使用中の責任者氏名

Jヴィレッジ全天候型練習場条例第7条第1項の規定により、下記のとおりJヴィレッジ全天候型練習場の使用の承認(承認事項の変更の承認)を受けたいので申請します。

1	使用目的				
2	使用者区分	1 一般	2 学生	3 その他()	利用料金
3	入場料等徴収の有無	1 無	2 有	営利目的使用加算料の該当の有無 (該当する場合は基本額の100分の100に相当する額を加算する)	円
4	商品販売又は商業宣伝等の有無	1 無	2 有		
5	使用期間及び時間	年 月 日	時 分 ~	時 分	円
		年 月 日	時 分 ~	時 分	円
		年 月 日	時 分 ~	時 分	円
6	照明使用の有無	1 有	2 無	時 分 ~ 時 分	円
7	入場予定人員	名			
8	その他参考事項				
9	既に受けた承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号			
10	変更事項及び変更の理由				
受付年月日		年 月 日	受付者	利用料金合計	円

記入上の注意

- 必要事項記入の上、該当するものの記号を○で囲んでください。
- 太枠内の欄は記入しないでください。
- 使用時間は、準備及び設置等の撤去の時間を含めて記入してください。
- 9及び10の欄は、既に承認を受けている申請について、変更の承認申請をする場合にのみ記載してください。
- 4の欄について、商品販売がある場合は販売商品の一覧を、商業宣伝等がある場合は、宣伝するものの見本等を本申請書と併せて提出してください。

様式第2号(第4条関係)

Jヴィレッジ全天候型練習場使用承認(変更承認)証

第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあったJヴィレッジ全天候型練習場内施設の使用(使用の承認事項の変更)については、Jヴィレッジ全天候型練習場条例第7条第1項の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

Jヴィレッジ全天候型練習場指定管理者 印

1	使用目的					利用料金
2	入場料等 徴収の有無	1 無	2 有	営利目的使用加算料の該当の有無 (該当する場合は基本額の100分の 100に相当する額を加算する)		円
3	商品販売又は商業 宣伝等の有無	1 無	2 有			
4	使用期間 及び時間	年 月 日	時 分 ~	時 分	円	
		年 月 日	時 分 ~	時 分	円	
		年 月 日	時 分 ~	時 分	円	
5	照明使用の有無	1 有	2 無	時 分 ~	時 分	円
6	承認の条件	利用料金合計				円
7	変更事項					

注意

- 1 この承認証は、使用中常時携帯していること。
- 2 この承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

福島県規則第八十二号

福島県魚介類行商取締条例施行規則の一部を改正する規則

福島県魚介類行商取締条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「行なう」を「行う」に改める。

第六条中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（エネルギー課）

福島県規則第八十三号

福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県理容師法施行細則（昭和四十四年福島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県規則第八十四号

福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県美容師法施行細則（昭和四十四年福島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改める。

様式第三号備考3中「昭和23年法律第70号」を「昭和22年法律第234号」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、様式第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県美容師法施行細則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

訓 令

福島県訓令第二十号

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県職員服務規程（昭和五十二年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
第十七号様式備考6中「の育児休業又は1歳6か月以降するまでの子」を「1歳6か月以降するまでの子又は2歳以降するまでの子」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成二十九年十二月二十六日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に提出されている改正前の福島県職員服務規程第十七号様式による育児休業（期間延長）承認請求書は、改正後の福島県職員服務規程第十七号様式による育児休業（期間延長）承認請求書とみなす。

3 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県職員服務規程第十七号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（人事課）

本庁機関
出先機関

福島県教育委員会

職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十三号

職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の決定の基準に関する規則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表の二の1の(1)中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（職員課）

市町村立学校職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十四号

市町村立学校職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則

則
 市町村立学校職員の給料等の決定の基準に関する規則（昭和六十年福島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
 別表中「中学校、小学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に改める。

附 則
 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（職員課）

福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十九年十二月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十五号

福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則

福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則（平成二十八年福島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中

教頭	教頭
----	----

を

副校長	副校長
教頭	教頭
主幹教諭	主幹教諭

に

改める。

別表第一の二の表中

行政職	行政職	医療職（二）	行政職	行政職
-----	-----	--------	-----	-----

を

事務職	事務職	医療職	事務職	事務職
-----	-----	-----	-----	-----

に改める。

別表第二の一の表校長の項の次に次のように加える。

行政職	事務職
医療職（二）	医療職

副校長
（任意設置）

使命感・責任感	学校の管理者としての使命感を持ち、学校の教育目標達成に向け、校長から命を受けた特定の校務を掌理し、管理及び指導の両面において責任を持って学校経営に参画できる。
課題解決力	学校の課題を把握し、教頭と連携して、解決のための基本的な方針を示すことができる。
統率力	校長の指導の下、教職員の状況を把握し、的確な助言をすることにより連携・協力を深め、教職員を一体にまとめることができる。
意欲・向上心	学校の教育力向上のために、様々な工夫及び改善に意欲的に取り組むことができる。
調整力	校長の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。

別表第二の一の表教頭の項の次に次のように加える。

主幹教諭
（任意設置）

使命感・責任感	教育公務員としての高い倫理観及び組織の構成員としての自覚を持ち、管理職を助け、担当する特定の校務を責任を持って遂行することができる。
課題解決力	課題解決のために、見通しを持って主体的かつ計画的に職務を遂行することができる。
指導力	専門的な知識及び技能を身に付けており、児童生徒に的確に指導するとともに、教育課題に対して、他の教職員への指導助言をすることができる。
意欲・向上心	研究及び修養に励み、向上心を持って、意欲的に職務を遂行することができる。

調整力	学校の教育目標の実現に向け、管理職と教職員が連携して職務を遂行することができるようにするとともに、担当する校務の調整を適切に行うことができる。
-----	-------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(義務教育課)

福島県教育委員会訓令第10号

教育委員会 所管に属する教育機関 庁

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中

副校長 教頭

教頭

副校長	副校長
教頭	教頭
主幹教諭	主幹教諭

別表第二の一の表校長の項の次に次のように加える。

副校長 任意設置	使命感・責任感	学校の管理者としての使命感を持ち、学校の教育目標達成に向け、校長から命を受けた特定の校務を掌理し、管理及び指導の両面において責任を持って学 校経営に参画できる。
-------------	---------	-------------------------------------------------------------------------------------

課題解決力	学校の課題を把握し、教頭と連携して、解決のための基本的な方針を示すことができる。
統率力	校長の指導の下、教職員の状況を把握し、的確な助言をすることにより連携・協力を深め、教職員を一体にまとめることができる。
意欲・向上心	学校の教育力向上のために、様々な工夫及び改善に意欲的に取り組むことができる。
調整力	校長の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。

別表第二の一の表教頭の項の次に次のように加える。

主幹教諭 任意設置	使命感・責任感	教育公務員としての高い倫理観と、組織の構成員としての自覚を持ち、管理職を助け、担当する特定の校務を責任を持って遂行することができる。
課題解決力	課題解決のために、見通しを持って主体的かつ計画的に職務を遂行することができる。	
指導力	専門的な知識及び技能を身に付けており、児童生徒に的確に指導するとともに、教育課題に対して、他の教職員への指導助言をすることができる。	
意欲・向上心	研究及び修養に励み、向上心を持って、意欲的に職務を遂行することができる。	
調整力	学校の教育目標の実現に向け、管理職と教職員が連携して職務を遂行することができるようにするとともに、担当する校務の調整を適切に行うことができる。	

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(職員課)

